

指定基準について問い合わせが多い内容になりますのでご確認ください。

また、取扱いは現時点のものであるため、今後取扱いが変更となる場合があります。

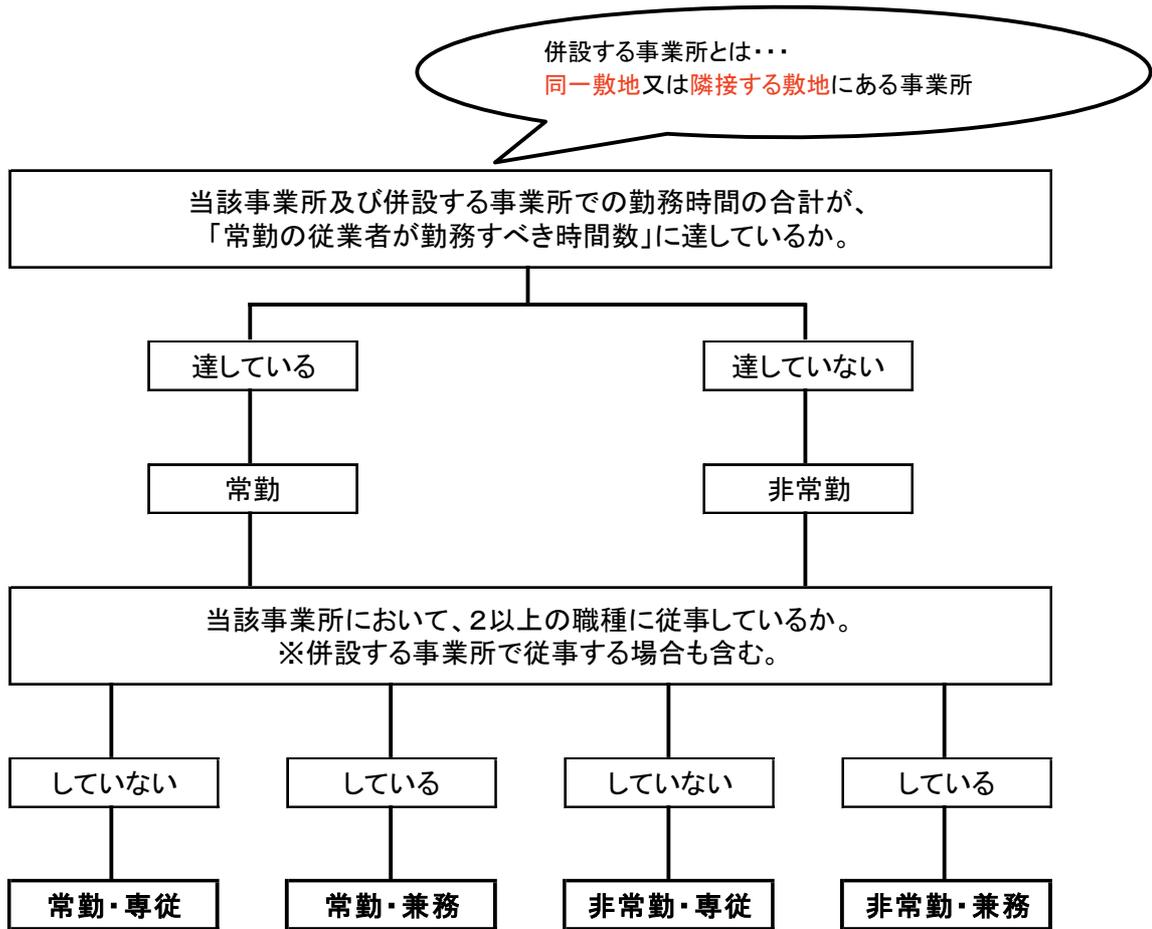
その際は、別途連絡します。

### (1) 常勤の定義

サービス	共通	
項目	大項目	指定基準に関すること
	小項目	常勤の定義について
考え方	<p>障害福祉サービスにおける常勤とは、解釈通知第二の2より、当該職員の事業所等における勤務時間が当該事業所等において定める「常勤の従業者が勤務すべき時間数(※)」に達していることをいいます。</p> <p>したがって、正規・非正規等の雇用形態の別ではなく、当該職員の雇用契約上の勤務時間が当該事業所等において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達している場合、常勤であると判断してください。</p> <p>また、常勤の従事者の兼務については、同じく解釈通知第二の2により、兼務先が当該事業所等に併設される事業所の職務であって、当該事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合に、各事業所等での勤務時間の合計が上記に規定する「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していれば、常勤の要件を満たすものとされています。</p> <p>なお、ここでいう「併設されている事業所」とは、同一敷地又は隣接している事業所のことであるため、同一法人内であっても、併設されている事業所以外で兼務する場合は、非常勤となることに留意してください。</p>	
注釈	<p>※ 1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。</p> <p>母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>	
根拠条文	解釈通知第二の2	

#### 『付属資料』

資料① 次ページ参照



常勤兼務として扱うことができるのは、以下の2パターンのみ。

① 常勤の従業者であって、当該事業所内で2つ以上の職種に従事する場合。

【例】・生活介護事業所Aにおいて、管理者と生活支援員として合わせて40時間/週従事する。  
・共同生活援助事業所Bにおいて、生活支援員と世話人として合わせて40時間/週従事する。

② 当該事業所と併設する事業所での勤務時間の合計が、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達している場合。

【例】・生活介護事業所Aと同一敷地内にある自立訓練(生活訓練)事業所Cにおいて、それぞれ生活支援員として20時間/週ずつ従事する。

※ 法人内での勤務時間の合計が、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達している場合であっても、併設する事業所にあたらない事業所等で兼務する場合は、常勤兼務にあたらない。

【例】生活介護事業所AとAから車で5分ほどの場所にある就労移行支援事業所Eにおいて、それぞれ生活支援員として20時間/週ずつ従事する。  
⇒それぞれの事業所において**非常勤専従**

(2) 複数の職種、サービス、事業所に従事する場合の勤務時間の明確化

サービス	共通	
項目	大項目	指定基準に関すること
	小項目	複数の職種、サービス、事業所に従事する場合の勤務時間の明確化について
考え方の方針	<p>1人の従業者が、複数の職種、サービス、事業所に従事する場合の勤務時間について、特段の定めがある場合を除き、それぞれ明確に勤務時間を分けたうえで記録を残してください。具体的な考え方については下記のとおりです。なお、同一事業所での管理者のみとの兼務の場合は勤務時間を分ける必要はありません。</p> <p>《考え方の例》</p> <p>(1)</p> <p>①A事業所で直接処遇職員として従事し、B事業所でも直接処遇職員として従事する場合          ②多機能型事業所であるC事業所で、DサービスとEサービスの両方の直接処遇職員として従事する場合</p> <p>⇒A事業所（C事業所のDサービス）での勤務時間は午前8時～正午、B事業所（C事業所のEサービス）での勤務時間は午後1時～午後5時のように実際に勤務した時間を明確に分けて記録に残してください。</p> <p>(2)</p> <p>①F事業所で管理者と直接処遇職員の両方に従事する場合          ②G事業所で管理者とサービス管理責任者の両方に従事する場合          ③多機能事業所であるH事業所で複数サービスの管理者とサービス管理責任者として従事する場合</p> <p>⇒同一事業所で管理者のみとの兼務のため勤務時間を分ける必要はありません。その事業所で勤務した全ての時間をそれぞれに算入可能です。</p>	
その他		